

# 平成23年度 第2回流山市福祉施策審議会 会議録

日時 平成23年8月4日(木)

午後1時30分～午後3時20分

場所 流山市役所第1庁舎4階第1・2委員会室

## 1 次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議題

ア (仮称)流山市受動喫煙防止条例(修正案)の答申について

イ 高齢者等給食サービスの費用負担変更について

ウ 流山市高齢者支援計画の策定について

エ 流山市地域福祉計画の策定について

オ 流山市障害者計画の策定について

カ 在宅高齢者介護慰労金について

(4) 閉会

## 2 配布資料

(1) (仮称)流山市受動喫煙防止条例(修正案)の答申について(答申案)

(2) (仮称)流山市受動喫煙防止条例(修正案)

(3) 流山市高齢者等給食サービスの規則改正について

(4) 給食サービス規則改正に係る試算

(5) 流山市高齢者支援計画策定(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)に向けた計画構成の検討

(6) 流山市地域福祉計画(素案)

(7) 第2期 障害福祉計画の検証(平成20年度～平成22年度)

(8) 流山市在宅高齢者介護慰労金について

## 3 出席者

議長・・・中 登(副会長)

委員・・・石塚 三喜夫 漆原 雄一 池上 諄一 鈴木 孝夫 篠田 光代

小金丸 孝裕 寺田 伸一 恵 小百合 鈴木 敦子 白野 幸子

事務局・・・健康福祉部長 吉田 康彦 健康福祉部次長兼健康増進課長 井上 透

健康福祉部次長兼高齢者生きがい推進課長 河原 智明 介護支援課長

上村 勲 社会福祉課長 村越 友直 健康増進課長補佐 小宮

光江 健康増進課保健予防係長 寺田 厚 健康増進課保健予防係主任

保健師 細野 陽子 障害者支援課長補佐 橋本 和則 障害者支援課

障害者給付係 小西 和典 介護支援課課長補佐 早川 仁 介護支援  
課介護予防係長 有馬 恵美 介護支援課介護予防係主査 黒川 律子  
介護支援課介護予防係主査保健師 加藤 奈緒美 社会福祉課健康福祉政  
策室長 宮本 晴朗 健康福祉政策室主査 市川 充宏

傍聴者・・・ 8人

#### 4 議事録

【開 会】 社会福祉課健康福祉政策室長宮本晴朗

【挨 拶】 中 登 副会長

【質 疑】

(1) (仮称)流山市受動喫煙防止条例(修正案)の答申について

(事務局の説明)

議 長： 事務局の説明がありました客席面積 100 m<sup>2</sup>以下の飲食店について 2  
年間施行日を延ばすということですが、何か質問等がありますか。ござ  
いませんか。ないということですので、条例の修正案については、付則  
にある小規模店舗の適用除外の項目については、このままでよろしいで  
しょうか。よろしい方は挙手をお願いします。

挙手全員

議 長： この変更であれば、すでに皆様に送付した答申案は変更する必要はな  
いと考えますが、答申案についてはいかがでしょうか。変更を加えたほ  
うがよいかお伺いいたします。

鈴木孝夫委員：答申の内容ですけれど、市民への周知の徹底でありますとか、安易  
に規則を強化することなく、十分慎重対応してほしいなど受動喫煙防止  
条例修正案に対して、前回の会議の内容も盛り込まれていますし、さら  
に、施行日から 2 年間の延長というように条例案がさらに修正されたこ  
とから、条例の修正を受けて、答申案に変更の必要はないと思います。

議 長： 他にご意見はございますか。ないようですので、皆さんの前回の提案  
内容が答申案に盛り込まれており、仮称流山市受動喫煙防止条例修正案の  
答申案については変更を行わず、答申書とさせていただきますが、よろ  
しいでしょうか。

異議なしの声

議 長： 答申案についても変更無しということでした承されたものとします。

(2) 高齢者等給食サービスの費用負担変更について

(事務局の説明)

議長：事務局から説明がありました。この件についてご意見、ご質問をお受けします。

鈴木五郎委員：1食単価880円から食材料費及び調理人件費501円を除いた、379円が事業者の経費になるということですか。そうすると、国の要求は500円という金額のことを言っているのですか。又は、金額ではなく食材料費等ということ言っているのですか。

上村介護支援課長：介護保険事業の中にある地域支援事業の中で、保険者と共に国、県、市も負担金として資金を投入しています。その中で、対象となるものとならないものがあり、国の考え方では調理人件費や食材料費というものは、誰もがかかる費用なので、ホテルコストの考え方により、介護保険の事業となった平成18年度から、その部分は負担金の対象外になっています。

鈴木五郎委員：参考までに500円という金額は、市内の飲食店で食事をする場合と比べると、人によっていろいろですが、やや高いようにも思われます。他市町村では1食あたりの単価は、どのようになっているのか。また、市として入札等で経費の節減ができる余地があるのか。

上村介護支援課長：1食あたりの単価は、流山市は880円ですが野田市は950円、松戸市は840円、我孫子市は1,100円と700円、柏市は924円、鎌ヶ谷市は900円、1,100円と昼と夜によって違う市もあります。流山市が特に高いということではなく相応の金額だと思います。この単価につきましては、1人又は高齢世帯が対象で、給食費の中には配食時の安否確認などの見守りも含まれており、原則として直接手渡すこととしています。それができない場合には、事務局のほうに連絡し事務局で対応することとしており、また、保温のための容器や車を用意して実施しています。民間で500円とか300円とかで提供していますが、これだけの付加価値を付けたサービスは、単純に1食分の食事価格では決して高くないと考えています。

鈴木五郎委員：私の理想論ですが344円ぐらいを流山市の規模でいえば、もらわないと難しいと思いますが、最大の問題は配達料です。特養や保育所などに老人が最低5人以上集まって、場の提供をする会食サービスがあれば配送コストを500円が300円になるとか経費を抑えることができるので、もう少し規模が大きくなった場合には、公共施設を使って会食など他にサービスの仕方を検討してみるのも良いのではないのでしょうか。

白野委員：このサービス価格は、昼食なのか夕食なのですか。

上村介護支援課長：夕食の単価となっています。

白野委員：近所の人の中には、個人差はあると思いますが、880円で提供される弁当はボリュームがあり、二人で分け合っただいちょういい量だという意

見もある。

池上委員： 880 円の中には見守り料も含めてということで、私たちが外食をすれば 280 円で食べられるとか、単純な話ではないということがわかった。集団で集まるのは理想ですが、なかなか大変です。私の住んでいる地区も独居の方が多いのですが、見守りをされている結果が確実にフォローされているかどうか。

上村介護支援課長： この事業については社会福祉協議会にお願いし、社会福祉協議会で入札により事業者の選定を行っています。流山市の人口規模で 300 人程度の配食ですと業者としては、なかなか採算ベースに合わないと思います。入札を行っても、1 事業者しか応札してこないのが現状です。多数の事業者が参加して、競争原理が働くという状況にはならない。予算の規模を考えると様々な工夫していかないと難しいのかと思っています。現在の事業者とは、調理や見守り方法などいろいろ研究検討を行っているのですが、このくらいの金額が限度かと思っています。年々増加する高齢者に対して、また、質の問題ですが、1 食あたりの量や味付けなど様々な内容について、利用者から賛否両論をいただいています。できるだけ、五分がゆやきざみ食など各利用者の状態にあわせて提供している現状です。

鈴木孝夫委員： 社会福祉協議会で委託を受けて実施していますが、なるべく多くの事業者に入札に参加していただきたいということで、仕様書を作って何業者か申出があって、その中でやっておったのですが、発注件数が少ないとなかなか採算ベースに合わない。運送や人件費の問題などを含めて、多数の事業者が参入するというような状況にはなっておらず、今の事業者に委託しているところです。また、見守りについては配食時に必ず配達員が本人に手渡すことで安否確認を行い、確認ができない場合には関係機関に連絡し、スタッフが状況を再度確認するような形を取っています。

寺田委員： 利用者が要支援、要介護者ということですが、もっと利用者を増やすのは難しいのですか。民間事業者との兼ね合いで難しいとは思いますが、そうすることでコスト的に低くなるのではないのでしょうか。また、会食というのはみんなで一緒に食べるということは非常に良いのですが、現状では、要介護者を会場まで連れていくということは、かえってコストがかかってしまいますので、今の時点ではまだ難しいのかなと思います。基本的には、どうしてもかかる食材と調理人件費は非課税世帯では 500 円というのは、良いのではないかと思います。

議長： それでは要介護、要支援以外の方についてはいかがですか。

寺田委員： 民間事業者も配食を行っているので、非常に難しくなると思うのですが、同じような事業者が件数を増やすとか、やっていけるような状況を作っていければと思います。サービスの対象者を拡大することで採算性

を高めることはできないのか。

議長： 対象者について事務局から説明願います。

上村介護支援課長： 対象者の変更も介護保険制度の範囲で行っていますので、要支援、要介護の方に絞らしていただいて変更を行おうとしているものです。現在、サービスを受けている人の中に、実は 17%程度の率で要支援、要介護に該当しない方がいらっしゃいます。この方々については一件一件もう一度調査して、本当に必要であると確認できた人については、経過措置として継続したいと考えています。実際、利用者を増やすということになると当然、市の負担も増えるということになります。現在、週 3 回までということになっていますが、今回の変更にあたって、週 6 回までとしたらどうかなど様々なシュミレーションを行いました。そうしますと公費負担が増えてしまうので、他の事業も充実させていきたいという中で、この案を掲示させていただきました。

大野委員： この給食サービスというのは、見守り活動ということでお世話になっている良い事業なのです。お年寄りが、今日は給食の日ということが分かっているのかいないのか、連絡もしないでうっかり旅行に行ってしまったとか、配食に行かれた方が非常に心配して、あっちこっち手配していただいて調査した結果、やっとそういうことだと分かったというケースもあり、また、具合が悪くて取りに出られなかったということもあります。業者との協議の中で、利用者の人数を増やしてほしいということが業者のほうから出ているのかどうか。非課税世帯は、今も 350 円なので変わらないということですね。

議長： 業者のほうから要望があるかどうか事務局から説明願います。

上村介護支援課長： 事業の採算ベースから考えると 300～350 人程度がギリギリ採算ベースだと聞いている。最低でも 2 社以上の実施による競争原理により事業者選定を行いたいとは考えているが、限られた利用者を 2 社で割ってしまうと事業者の採算が取れず、そうした中でそれまで受託していた社会福祉法人が撤退してしまい、現在の事業者となっています。また、非課税世帯は、今も 350 円なので変更はありません。

漆原委員： 課税世帯と非課税世帯の線引きは年収でいうと、どのようになっているのか。また、市の予算は単年度なのに、用意されている資料の試算はなぜ 3 年間になっているのですか。

村越社会福祉課長： 確か、年金の年収が 1 個人でいえば、基礎控除を全部引いた数が 0 になれば非課税世帯となります。人によってまちまちですが、確か 98 万円以下が非課税世帯となると思います。

上村介護支援課長： 課税世帯か非課税世帯かは、それぞれ個別に確認させていただいています。3 年間については、計画の期間が 3 年間ということでの試算してあります。

漆原委員： 要支援、要介護の方も、介護の段階でお金を使っていると思います。それに加えて、見守りという点でいえば値上げというのは、本当に大丈夫なのかと思います。単年度決算なので 800 万円で説明したほうが分かりやすいと思います。800 万円程度であれば、市がなんとかやりくりすれば 800 万円くらいは何とかなると思います。

鈴木五郎委員： 老健や特養に入っている人と連動しているので、ここだけを増やしたり減らしたりすることはできないのではないですか。

漆原委員： 平成 18 年度から制度が変わったということですが、制度の変わり目で、市が理解しきれないで今までの制度と同様に思っていて、国から指摘されたのではないかと思ったのですが、見守りという点からいえば、どんなに税金を使っても無駄なことはないと思うのですが、どうでしょうか。

上村介護支援課長： 誤解を生じてしまうといけないので、この件についてはこれから将来に向かって提案させていただいておまして、平成 17 年度の通知によって、平成 18 年度以降については次回の 9 月議会に補正予算を出させていただいて、返還を国、県、支払基金から求められておまして、その分については手当しようということで、1 千数百万円の返還をいたします。これはこれとして、過去のことですので精算させていただきますが、今後も毎年 800 万円以上を負担するという事は、給食サービスの利用が増える中で、利用する人としらない人の格差ということを考えて利用していない人の食材料費や調理費等の金額、たとえば、老健や特養などの施設に入っている方の食費については、介護保険では出ませんので、自分で費用負担をしていらいっしょにいます。そのことを考えると介護保険の特別会計の予算を使って 1 回あたり 151 円を毎年負担していくということがいいのかどうか検討した結果、課税者には負担していただく、そうでない非課税の方には現行どおり配慮していこうということで、今回、提案させていただきました。

漆原委員： そうしますと 110 万円程度の年収があると課税世帯となってしまうのですよね。その格差というのはどう考えていますか。施設については、全額払っているということですが、入所待機者は、本来、受けるサービスを受けられない方との格差のほうも、考えたほうがよいと思いますがいかがですか。

議長： 特養については 1 日当たりの費用負担は 1380 円と決まっていますが、それからすると 500 円というのは妥当なのかと思います。また、ただ、高齢者にとって一番大事なものは、味も減塩ということもありますが、問題は誤嚥だと思います。ちょっとした工夫、たとえば、あんかけにするとおかずを細かくするなど気配りということがなされていると思います。500 円が高い安いという金額で見ると 150 円アップし

たらもうちょっとなんとかやるように思いますが、今まで、350 円で維持した内容は、非常に価値があると思います。また、見守りということについては、家族の方は大丈夫だと思っても脱水症状で救急搬送しなければならない内容だったということもあります。課税・非課税についても、低所得者対策として、どこかで線引きをしないといけないので非常に難しい問題が出てくると思います。

池上委員： 不平等の話が出ましたが、これを言ったらきりがないと思います。私は通所リハビリを使っているのですが1食500円を支払っています。その他を入れると1回あたり1,600円程度かかってしまいます。どこかで線を引かないといけないので、非課税世帯で線引きを行わなければならないので、500円で仕方がないのかと考えています。

村越社会福祉課長： 先ほどの非課税世帯については確認したところ、96万5000円までは非課税者となっている。世帯ということでの捉え方ですが、この金額を超えると均等割りとして課税されます。

漆原委員： 1食あたりの費用を前回は400円で試算していたが、今回の提案では500円と100円上がっていることが気になったところです。

上村介護支援課長： 値上げについては、低所得の方への配慮も必要だろうということで、前回の提案から今回変更させていただきました。国の指導もあり、501円かかるのですが500円をいただく提案をさせていただきました。

議長： 高齢者の負担が増えることも問題があります。また、費用をこのままにすると介護保険財政が問題となります。低所得の方には軽減措置を設け、今までどおりとすることで、単価の上昇は苦渋の判断だと思われる。何か他に意見がなければ事務局からの提案を了承したいと思いますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

挙手多数

議長： 賛成多数につき、事務局からの規則改正案の提案を了承することとします。

### (3) 流山市高齢者総合計画の策定について

(事務局の説明)

議長： 事務局の説明がありました。何かご意見、質問等がありましたらお願いいたします。

宮本健康福祉政策室長： 計画については、まだ策定の段階であり、構成案等も今後変更され可能性があるが、このようなかたちで進めていきます。

議長： まだ、策定段階にあるため、今後、計画の詳細が固まったところで、改めて事務局に説明をお願いします。

鈴木五郎委員： 現在の特養、老健の待機者の人数はどのようになっているのですか。

上村介護支援課長： 老人保健施設の待機者については、把握していないのですが、特養については、今年の1月1日現在約570名で、4月1日に「こまぎ安心館」が出来まして、直近のデータでは7月1日では、若干減少する見込みです。なぜ100名規模の特別養護老人ホームができたのに、待機者が若干しか減らないのかということ、希望者がだんだん増えていることと、新設により近隣の方からとりあえず申込んでおこうという方もいます。ただし、重度化された方の市内での待機者は優先的に入所されています。

#### (4) 流山市地域福祉計画の策定について

##### (事務局の説明)

議長： 事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

池上委員： これから詳細な計画となるのでしょうか、これは希望なのですが、流山市という若い人がどんどん入ってきて、仲間から流山市は良いんだってという声があります。若い人がクローズアップされていて、これはいいことなのですが、現実を考えると私は東深井に住んでいますが、独居の高齢者が非常に多くなっています。このことについては16ページの地域での課題として記載してありますので、取り上げていただけると思うのですが、各地に40、50年前に出来た住宅地の実態をつかんでいただいて、それに対する対応を市だけでは無理ですので、ボランティア団体等をどんどん活用していただきたい。今度の震災でこのような対応が、いかに必要か再認識する良いチャンスではないかという気がします。

白野委員： 15ページに、高齢者人口が増えているというのに、老人クラブの数、会員数が減少しているとありますが、一人暮らしの老人も増えている。若い人たちの支援だけではなく、高齢者への支援も忘れないでほしい。そうしないと、引きこもりがどんどん増えてくると思います。老人クラブ等を含め、高齢者が活発化する方法も考えてほしいと思います。

宮本健康福祉政策室長： 先ほどの高齢者の計画と地域福祉計画では、同じような傾向が出ていますが、あらゆる計画においてそのような意見を反映させていければと考えています。

池上委員： 基本目標に地域福祉を推進する人づくりとなっていました、このあ



たりは、ボランティアの養成も行っているということですが、行政だけでは大変だろうと思いますし、市民がそれぞれ自立していく方向づけの根本になるのかと思いましたが、是非、推進していただきたい。

大野委員： 地域の実態把握ということは、私たち民生委員・児童委員はしっかりつかんでいます。それを、どういうふうに共有していくということが課題だと思っています。

池上委員： それをオープンにしていきたいですね。

大野委員： こちらは、オープンにしたいという希望を出しているのですが、なかなか協議が出来ていません。

漆原委員： 各障害者計画、次世代育成支援行動計画、高齢者支援計画についても、課題が年齢に関してバラバラなものを縦断的にということはわかったのですが、課題を聞いているとすり合わせが難しいのかと思います。もうちょっと具体的に説明願います。

宮本健康福祉政策室長： 地域福祉という観点からみて、地域活動を活発にすることによって、高齢者や障害者、児童も関連してきます。

漆原委員： 独居の高齢者世帯が増えている中で、人とのつながりがどんどん小さくなっている。私たち子育て世代も、移り住んできて、なにもわからない方たちが安心して生活することに、どのように結びついていくのですか。

市川健康福祉政策室主査： だれかに相談したいとかということ、高齢者にも、障害者にも、お子さんをお持ちの親にしても、同じ悩みだと思います。そういった方々の相談の場や同じ立場の方が集う場というのは同じことが言えます。そのあたりを地域の中でどのように構築していくのか。対象者は違っても、場を作るとか、人間関係というところでは一致していると考えています。

議長： 第4節の「計画の性格と位置付け」にその辺のところを図式化してあると思うのですが。

宮本健康福祉政策室長： 福祉の3計画が記載してあり、市の事業計画としていまして、計画を実施していくことで福祉はアップすると思うのですが、地域の支え合いというようなところは、地域福祉計画という視点で盛り立てていけば、各計画がさらにうまく回って、より向上すると考えています。

鈴木五郎委員： 地域づくりはとても難しい。私は、350軒程度の自治会に40年近く前に移り住んでいます。いまでは自治会の役員の成り手がいないので毎年の役員改選の時は当番で役員になった人が最後は役をくじ引きで決めるというような状態で、一度壊れたコミュニティは再生することが大変難しい。最近、一人暮らしの女性の方が増えてきたせいかボランティアとして、仲間づくりをしようということで予定以上に集まることがあります。350軒あると絶えず5件程度家が建て替えられて、新しい

人が入ってくるというように人が流動しています。流山市内でも自治会活動はまちまちでしょう。地域福祉の最先端に行くのは特定の目的をもったNPOにあると考えていますが、地域づくり全体を考えると自治会次第だと思います。どのくらい人が集まれるかどうか。老人クラブやその他の活動、民生委員を選ぶのも、結局はジョウゴの口のように自治会が担っているので、地域福祉を考えていくとき、自治会の位置付けやテコ入れを基本に考えていく必要がある。すべての関連は自治会が動いているような気がしています。ボランティア活動への関心が1割程度というのは、これまでの経験からいってもこれぐらいのものではないかと思われる。ボランティア講習だけ受けても、実際参加するとなると5分の1とか10分の1とかになってしまいます。

鈴木孝夫委員： 1期計画の進捗を踏まえて、今回の2期計画の計画になってくるとと思います。社会福祉協議会では、この地域福祉計画を受けて、地域福祉活動計画を作らなければならないということで、準備を進めています。1期計画の進捗を踏まえての2期計画のポイントがどのようになるのか明確にする必要があると思います。

議長： 地域福祉計画については、今までの意見を参考に、さらに詳細に詰めていただき、高齢者支援計画、これからの議題の障害者計画との連携と整合性を図っていただきたいと思います。

#### (5) 流山市障害者計画の策定について

(事務局の説明)

議長： 事務局の説明に対して何か質問等がありますか。ございませんか。障害福祉計画につきましては、先に障害者推進会議等を開催し、関係団体やサービス提供事業者の意見を聞いたとのこと。今後、意見を取り入れて計画策定を進めていただきたいと思います。

#### (6) 流山市在宅高齢者家族介護慰労金の支給状況について

(事務局の説明)

議長： 事務局の説明について何か質問等がありますか。

寺田委員： 該当する世帯は大変だと思うが、要介護4、5の方を家族介護で賄っているというのは大変だとは思いますが。しかし、介護保険料を負担している世帯との公平性を考えるとこの事業は廃止してもよいのではないかと思われる。

白野委員： 平成 15 年度から受給者数が減少している理由は、为什么呢。

上村介護支援課長： 平成 12 年度から介護保険がスタートして、事業開始当初から広報などによる周知を行ってきたり、出前説明会等活動を行ったりということで、利用されなかった方の利用につながったと思います。制度の普及と共に、年々該当する世帯で利用がされたために減少していったものと思われる。

池上委員： 人の世話になりたくないということで利用しない方に、いくら説得しても利用しない。せっかく介護保険制度というものを作ったのだから、介護保険サービスの利用促進を図る方がよいのではないか。

上村介護支援課長： 現在の支給対象者の方には、本事業の利用者に対しては介護保険制度について受給を受けた時と受けなかった時のことを紹介しており、承知した上で、介護保険サービスを利用しないことを選択している。少数ではあるが該当者がいる。第 5 期の介護保険事業計画の策定にあたり皆さんの意見を参考にしたい。

漆原委員： いろいろなサービスがあってよいと思っているので、対象者がいる限り、要介護 4、5 の方を家族介護しているということは、大変なことだと思います。サービスはできるだけ継続した方がよいのではないかと考えます。

鈴木孝夫委員： 非課税世帯で介護保険サービスを利用していない要介護 4、5 という方は本当に大変な状況にあると思います。このような制度の PR が不足しているのではないか。本当は該当しているはずの人が潜在化していることも考えられるため、事業の周知を強化すべきではないかと思われる。対象者が非課税世帯で介護保険サービスを利用していない要介護 4、5 という方ですので、本事業は継続した方がよい。

鈴木五郎委員： 私としては、介護保険が始まる前から、現金給付をもっと推進してもよいのではないかと考えていました。公的サービスを利用しないで、家族が介護を行うのであれば、非課税などの条件を設定せずに、広く支援をした方がよいと考える。

議長： 本日は時間も経過していますので、このあたりで閉会としたい。事務局その他の事項で他に何かありますか。

宮本健康福祉政策室長： 特にありません。次回の審議会の開催は 9 月頃を予定しています。